

告 示

埼玉県告示第千八十三号

測量計画機関であるときがわ町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

ときがわ町

二 作業種類

公共測量 数値地形図修正（地図レベル二千五百）…五十五・九平方キロメートル

三 作業地域

比企郡ときがわ町全域

四 作業期間

令和五年八月二十四日から令和六年三月十五日まで